

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下宇坂地区(大久保、福島、宇坂大谷、高田、宇坂別所、小和清水、瀬ヶ口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】大久保、高田、小和清水は、地区外の認定農業者(法人)が主として担う。福島、宇坂大谷、宇坂別所、瀬ヶ口は、個人農家が維持管理をしている。
【主要作物】水稻、そば、その他野菜
【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】地区外の認定農業者(法人)及び、個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜、そばの栽培を行っていく。
【その他】中山間地域に位置しており、地域の特性を活かした品目を選定し、農地の維持管理に努めていく。有機農業を取り入れることも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に集積している農地はできる限り集約化する。また、傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、今後貸付ける農地については、受け手の作業効率に配慮し、集約化した状態で貸し付けるようにする。瀬ケ口：個人農家が地域の100%を管理しており、74%が耕作地、26%が自己保全・野菜等になっている。個人が耕作していることから集約化することが難しい。その他：地域の17%の農地を3名の担い手が耕作し、その他は個人農家が管理している。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。 福島：集落内の若手にの内の管理を委託(2～3名)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大久保、小和清水、瀬ケ口：活用している。福島、高田：活用できないか検討していく。宇坂大谷：離農者が拡大しているため活用は難しい。宇坂別所：小規模すぎるため活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①宇坂大谷、瀬ケ口：防護柵等の対策を実施している。その他：今後被害状況によっては対策を実施していく。②瀬ケ口：今後有機農業を取り入れる。⑦宇坂大谷、瀬ケ口：そばの栽培を行っていく。
小和清水、瀬ケ口：保全・管理を行っていく。
大久保、宇坂大谷、高田、瀬ケ口：多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。
大久保、福島、宇坂大谷、高田、瀬ケ口：中山間地域等直接支払交付金を活用し、既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農地に悪影響を与えないように草刈り、防虫対策等の保全管理や農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	田尻
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落外の認定農業者(法人)が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】集落の農地は少なく、農業者の高齢化も進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】すべての所有者が耕作を集落外の認定農業者(法人)に任せているのが現状であり、将来も続けられるものと認められる。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は集約化できている(8割以上)。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で各所有者とも対策の妙案がなく基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来の担い手は、集落外の認定農業者(法人)のみである。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者(法人)に依頼しているため活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①毎年、春に林作業として電気柵を山際の道路わきに設置している。隠れ場所の除去(草管理等)対策も実施している。また、集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。⑦各所有者は、畑で野菜を作り、自家用として利用している。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	三万谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業者(法人)が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】農地は、集落外の担い手(法人)に集積されつつある。農地の管理等を行っている集落の個々の農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業者(法人)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻(主食用米)の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が耕作する農地をできる限り集約化し、作業効率の向上を図る。地代など地域内の耕作条件を統一し、集落の農地の8割以上を目標にできる限り集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。中山間地域等直接支払交付金を活用して、集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。⑦家庭菜園を行っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	市波	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人農家や集落外の認定農業者(法人)が主となって担う。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 集落の農業者の高齢化が進んでいるが、後継者が不在である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である個人農家や集落外の認定農業者(法人)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。いちほまれの栽培に積極的に取り組んでいく。
【その他】

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなどし、集落の農地の8割以上を目標に農地の集約化を進めたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。⑦景観植物の栽培を行っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	奈良瀬
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業者(法人)1経営体が担っている。
【主要作物】水稻
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。なお、農地は集落外の担い手(法人)に集積済みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業者(法人)1経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、燃料・資源作物の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は集約化できている(8割以上)。今後も集落で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一するなどし、作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業を活用し、大型車が通れるように農道の拡幅改良工事を行いたい。実施に向け、農地の登記情報の確認を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈り、田植え、収穫、農薬散布を委託してる。その他は「農業を担う者」が行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	-	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	-	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	-	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵、防護柵の設置、草管理等の対策を実施している。イノシシ、シカ、アライグマ等の獣害対策として、獣害防護ネットや電気柵によるハード面での防護対策を集落として実施しているが、これに加えて、耕地周辺の草刈やこまめな見回りによって、獣害の被害を減らし安心できる耕作地とする。担い手を確保するため、中山間地域等直接支払交付金を活用して、電気柵、ネット等の設置等の鳥獣害防止対策を行う。⑥燃料・資源作物の栽培を行っていく。(早生桐)

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	皿谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻は3戸が市内(市街地)から通って耕作を行っているが、次世代の後継者の確保は困難な状況である。集落の営農を維持するため、米以外の特産物として、集落にゆかりのある新規就農者がキクラゲ栽培に取り組む。
【農業者】「農業を担う者」である認定新規就農者、集落営農組織が担っている。
【その他】 地区の過疎化が進んでおり、集落に在住している農家は3戸である(令和2年現在)。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定新規就農者、集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻(主食用米)の栽培を行っていく。米以外に、地域の特産品としてキクラゲの生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の一部農地を新規就農者が活用し、多くは個人農家が管理している。中山間地域であるため、傾斜があり圃場面積が小さく集約化は難しい。当面は現状維持を目標に管理して行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	芦見地区(所谷、西中、美山大谷、箆谷、上吉山、下吉山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」はいないが、個人農家が農地の維持管理をしている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】地域の農地は主に個人農家が管理しているが、農業者の高齢化が進んでいる。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。地区全体が条件不利な中山間の谷あい地形であり、農地の集積は難しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】地域の個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稻(主食用米)の栽培を行っていく。
【その他】箆谷:農業用ドローン、ラジコン草刈り機の導入を検討していく。残された農地の維持管理に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地は個人農家が管理している。中山間地域であるため、傾斜があり圃場面積が小さく、集約化が難しい農地も多い。当面は現状維持を目標に管理していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
所谷、西中：活用できないか検討していく。箆谷：農薬散布を委託している。上吉山、下吉山：活用しない。美山大谷：集落内で対応できており、費用がかかりすぎるため活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①箆谷、上吉山：電気柵等の対策を実施している。所谷：地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋設の協力などを行う(平成25年に鳥獣害対策協議会を設立)。その他：今後被害状況によっては対策を実施していく。③箆谷：農業用ドローン、ラジコン草刈り機の導入を検討していく。⑩上吉山、下吉山：直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	東川上
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者(法人・個人)3経営体が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者(法人・個人)3経営体が担っていく。
【将来の主要作物】景観植物の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、今後貸付ける農地については、受け手の作業効率に配慮し、集約化した状態で貸し付けるようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落で連携して、電気柵や集落周辺への捕獲檻の設置を行う。⑦景観植物の栽培を行っていく。集落の環境を保全するため、草刈や水管理等を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	羽生地区(計石、東俣、南西俣、南宮地、縫原、仁位、間戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っている。
 【主要作物】水稻、そば、その他野菜
 【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。南西俣:高齢化し、担い手不足のため、耕作放棄地が増えている。農業機械の購入、肥料、人件費の価格の高騰のため、存続できない。縫原:集落奥の山間地域では現在3戸しか野菜を栽培していない。ほかの農地は果樹等が植栽されているが、荒地となっている。東俣:土地の所有者の85%が地域外に転出している。連絡も取れなく、耕作放棄地が増えていく。畑は高齢化で担い手がなくて荒地となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っていく。南西俣:数件の人は農業法人に委託したり、協力してもらっているが、その費用が高いため、耕作を担う者、引き継ぐ者がいなくなり、荒地となるかもしれない。縫原:主に認定農業者に委託しており10年後も継続していく
 【将来の主要作物】水稻、野菜、そばの栽培を行っていく
 【その他】計石:草刈機の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	15.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、貸付ける農地については作業効率に配慮し、受け手の意向に沿った形で貸付けするようにする。地域の農地面積の8割以上を目標にし、できる限り集約化に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
東俣、縫原：現時点で基盤整備事業の活用は考えていない。その他：現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。縫原：国道沿いの水田は認定農業法人に委託し、集落奥の田畑の管理は各戸の判断で行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計石、南西俣：草刈り、田植え、収穫、農薬散布を委託していく。東俣：個人で対応している。南宮地：田植え、収穫、農薬散布を委託している。縫原：草刈り、田植え、収穫、農薬散布を委託している。仁位、間戸：活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携
						☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①計石、南西俣：中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託や協定農用地への柵、ネットの設置等により対策を実施していく。縫原：サル被害が非常に多くなっている。見つけた場合、撃退用銃や爆竹で追い払っているが効果は皆無に等しい。捕獲柵の見廻りや埋設の協力をできる範囲で行う。(平成24年に鳥獣害対策協議会を設立)。東俣：農業を担う者が対策している。その他：被害状況によって対策を実施していく。③計石：草刈機の導入を検討していく。⑤縫原：果樹等の栽培を行っていく。⑦計石：保全・管理を行っていく。南宮地：家庭菜園を行っていく。東俣、南西俣、南宮地：多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。縫原：家傍で家庭菜園を行い、その他農地ではできる範囲で保全管理を行っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	野波、追分
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者(法人)1経営体が担っている。
【主要作物】水稻、そば
【その他】農地は一定程度集積されているが、個々の農業者の高齢化が進んできている。将来にわたって営農を継続していくため、法人の後継者の確保・育成を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者(法人)1経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、大豆の栽培を行っていく。
【その他】野波:農業用ドローンの導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、貸付ける農地については作業効率に配慮し、受け手の意向に沿った形で貸付けするようにする。集落の農地の全体で、可能な範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。新規就農者の相談に応じ、受け入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用して、集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。③野波：農業用ドローンの導入を検討していく。⑦シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔草刈りの作業負担を軽減させる。また、多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、地域の特産品目(赤カブ、カボチャ)、景観植物の栽培を行っていく。
【その他】有機農業を取り入れる。農業用ドローン、ラジコン草刈機の導入を検討する。集落内外の農業者と共同で、野菜栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、耕作が困難な農地が出た際には、集落内で話し合い、作業効率に配慮しながら集約化して地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用がかかり過ぎるため、農薬散布のみ委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。また、集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。③農業用ドローン、ラジコン草刈機の導入を検討する。⑦農地の条件の為耕作不能地が増えている。中山間直接支払交付金を活用し、集落で草刈等の環境整備を行う。⑩地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農できる環境づくりに取り組む。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	上薬師、下薬師
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」であるの認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」であるの認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、耕作が困難な農地が出た際には、集落内で話し合い、作業効率に配慮しながら集約化して地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害を減少させていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	中手
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】各家の子息の多くが集落外(市内都市部や他市町村、県外)に出ており、農業後継者の確保が難しい状況である。地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。
【その他】酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、耕作が困難な農地が出た際には、集落内で話し合い、作業効率に配慮しながら集約化して地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を活用し、地域の「農業を担う者」が連携して設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	神当部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻
【その他】各家の子息の多くが集落外(市内都市部や他市町村、県外)に出ており、農業後継者の確保が難しい状況である。地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。今後有機農業を取り入れる。酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどして、作業効率に配慮しながら農業に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を活用し、地域の「農業を担う者」が連携して設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦景観植物の栽培を行っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	上味見地区(味見河内、西市布)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者が担っている。
 【主要作物】水稻、飼料用米、その他野菜
 【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者が担っていく。
 【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。味見河内:伝統野菜として焼畑で栽培されてきた河内赤かぶらを守っていく。
 【その他】西市布:農業用ドローン、ラジコン草刈り機の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、耕作が困難な農地が出た際には、集落内で話し合い、作業効率に配慮しながら集約化して地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を担う者に位置づけられている担い手が集落の農地を維持していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
味見河内:費用がかかりすぎるため活用しない。西市布:活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①味見河内:中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検や協定農用地への柵、ネットの設置等により鳥獣害防止対策を行っている。西市布:既に対策を実施しているが、被害状況に応じて対策していく。③西市布:農業用ドローン、ラジコン草刈り機の導入を検討していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。保全・管理を行っていく。⑧西市布:育苗ハウスの建設を検討していく。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	南野津又
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人農家、認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻
【その他】各家の子息の多くが集落外(市内都市部や他市町村、県外)に出ており、農業後継者の確保が難しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である個人農家、認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、集落内で話し合い、基盤整備を行い農地の条件を整え、エリアごとに受け手に配分するなどして、作業効率に配慮しながら農地を集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後中間管理機構を利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の育成・確保につなげていく。集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	小当見
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者2経営体が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者2経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。米、野菜、その他の雑穀をメリハリをつけて作付けする。適地適作を計画実施する。
【その他】有機農業を取り入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどし、集落の農地の8割以上を目標に集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、シカ、サル等に対し、集落全体を守る金網、電気柵の設置を継続する。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下味見地区(折立、下折立、赤谷、東河原、西河原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。東河原:機械利用組合を立ち上げ、農業用機械の共同利用など、農作業の協業化を図っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、耕作が困難な農地が出た際には、集落内で話し合い、作業効率に配慮しながら集約化して地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。東河原：新規就農者や兼業農家を希望する移住者の受け入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①東河原、西河原：電気柵等の対策を実施している。その他：今後被害状況によっては対策を実施していく。⑦上折立：保全・管理を行っていく。東河原、西河原：多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。年に2回程度集落で農地の草刈を行っている。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	横越
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人農家が主に担う。
【主要作物】水稲、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稲、野菜、さといもの栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は個人農家が管理している。傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、貸付ける農地については作業効率に配慮し、受け手の意向に沿った形で貸付けするようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋設の協力などを行う(平成24年に横越町鳥獣害対策協議会を設立)。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑩直売所(主にJA愛菜館)を活用した地産地消(野菜の出荷)に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	上宇坂地区(朝谷、蔵作、西天田、東天田、梶谷、境寺、美山、品ヶ瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】朝谷、西天田、東天田、梶谷、境寺、美山、品ヶ瀬では、認定農業法人が担っている。蔵作では、集落営農組織や認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、そば、その他野菜
【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】朝谷、西天田、東天田、梶谷、境寺、美山、品ヶ瀬では、認定農業法人が担っていく。蔵作では、集落営農組織や認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、そば、野菜の栽培を行っていく。
【その他】蔵作:農業用ドローン、ラジコン草刈り機、収穫用ロボットの導入を検討していく。梶谷:農業用ドローンの導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	11.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
傾斜があり1筆あたりの面積が小さく集積が困難な農地もあるが、集落内で話し合い、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどし、作業効率に配慮しながら集約化しながら地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
朝谷：費用がかかり過ぎるため、活用の予定はない。蔵作：費用がかかり過ぎるため活用の予定はないが、農薬散布は活用できないか検討していく。西天田、境寺、美山、品ヶ瀬：活用できないか検討していく。東天田：活用しない。梶谷：集落内で対応できているため活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他		

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋設の協力などを行う(平成24年に梶谷町鳥獣害対策協議会、平成25年に東天田町鳥獣害対策協議会を設立)。③蔵作：農業用ドローン、ラジコン草刈り機、収穫用ロボットの導入を検討していく。梶谷：農業用ドローンの導入を検討していく。⑦蔵作：家庭菜園を行っていく。中山間地域等直接支払交付金を活用し、既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農地に悪影響を与えないように草刈り、防虫対策等の保全管理や農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。蔵作、品ヶ瀬、梶谷：多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑧蔵作：農舎、育苗ハウスの建設を検討していく。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	小宇坂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 集落の農業者の高齢化が進んできているが、農地は既に集落外の担い手に耕作されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。今後も集落で話し合いを行いながら、受け手の作業効率に配慮し、集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害対策に取り組んでいく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	小宇坂島
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業法人、認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業法人、認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなどし、作業効率の向上を図る。また意欲ある農家の育成も検討していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害対策に取り組んでいく。									